

# 物品売買契約書(単価)

- 1 件 名
- 2 品名、規格及び数量 仕様書のとおり
- 3 納入場所
- 4 契約期間 契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで
- 5 契約金額  
契約単価 別表のとおり  
(代金は契約単価に履行数量を乗じ合計して10パーセント(取引に係る消費税及び地方消費税の額)を加算して計算した額とする。)  
(代金に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)  
発注限度額 ¥ —  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ — )
- 6 契約保証金 ¥ —
- 7 専属的管轄裁判所 広島地方裁判所

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

ただし、契約書の作成に代えて、契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当該電磁的記録に地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者